

国立大学法人鹿児島大学保育支援実施要項

平成 27 年 12 月 4 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要項は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)において実施する保育支援について、必要な事項を定める。

(保育支援)

第 2 本学は、教職員に対し、中学校就学前までの子に対する保育支援として次の支援を行うものとする。

- (1) ベビーシッター利用料金一部補助
- (2) 一時保育利用料金一部補助
- (3) 病児・病後児保育料金一部補助

(対象)

第 3 保育支援の対象者は、本学の教職員(本学の社会保険加入者に限る。)のうち、土日祝日での勤務、子の病気等により、緊急かつやむを得ず通常利用しているサービス以外の保育サービスを利用しなければならない者とする。

- 2 保育支援の対象となる保育サービスは、個人間の契約に基づくものでない事業者の提供するサービスであり、かつ、1 回の利用につき利用者の負担額が 1,200 円以上のものとする。

(支援額等)

第 4 支援額は、1 回の利用につき 1,200 円とし、同一世帯に対しては年間 36,000 円を上限とする。ただし、予算額及び希望者数により年間の支援上限額を調整することがある。

- 2 同一世帯に対する支援回数は、1 ヶ月につき 4 回を上限とする。

(利用方法)

第 5 利用にあたる諸手続きについては、別途定めるものとする。

(支援の中止)

第 6 本学は、実施年度の途中であっても、予算の都合により支援を中止することができるものとする。この場合において、支援の中止に関し、教職員に対し、事前に通知するものとする。

(返還)

第 7 利用内容に虚偽事項や不正が認められた場合には、当該期間の支援額を返還しなければならないものとする。

(雑則)

第 8 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 12 月 4 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 25 日から実施する。

附 則

この要項は、令和元年 10 月 1 日から実施する。